

令和7年6月27日

医療介護事業関係各位

富山県警察交通部交通規制課長

駐車規制除外・駐車許可申請の手続変更について（連絡）

令和7年7月1日から富山県道路交通法施行細則の一部が改正され、駐車規制除外、駐車許可申請の手続きが変更になりますので、医療介護事業に関わる方々に関係がある変更点について、ご案内します。

既に許可を受けているものは、変更後も有効ですので、再申請は不要です。

1 公安委員会宛の駐車禁止規制除外申請

医師の緊急往診等のため駐車区域を「富山市内」等として受け付けている富山県公安委員会名の「駐車禁止除外指定車標章」の申請

(1) 交付対象の追加

交付対象に

○保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示を受け、患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために使用中の車両

○助産師が妊産褥婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うために使用中の車両

が追加されます。

(2) 申請書式の変更及び追加

これまでの「駐車禁止・時間制限駐車区間規制解除指定申請書」は、7月1日以降は使用できません。

7月1日以降の新たな申請の際は、「除外標章交付申請書」を使用してください。

また、新たに「除外標章再交付申請書」「除外標章記載事項変更届」が追加されます。



除外標章交付申請書.DOC



【記載例】除外標章交付申請書.bak.pdf



除外標章再交付申請書.DOC



【記載例】除外標章再交付申請書.bak.pdf



除外標章記載事項変更届.DOC



【記載例】除外標章記載事項変更届.pdf

2 警察署長宛の駐車許可申請

介護士やヘルパーが利用者宅を訪問する際に警察署に提出して警察署長の駐車許可を受ける申請

(1) 許可を受けることができる期間の延長

許可を受ける最長期間が、これまでの6か月から1年になります。(条件あり)

既に交付されている許可証は、記載されている有効期限まで有効です。

(2) 添付書類の省略

車検証の車両の使用者欄に「〇〇訪問介護ステーション」と記載されているなど、車検証で用務内容が確認できる場合は、用務を疎明する書類の添付を省略できます。

定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同内容の申請の場合は、内容に変更のある書類のみ添付してください。

(3) 申請書式の変更及び追加

これまでの「駐車禁止解除許可申請書」は、7月1日以降は使用できません。

7月1日以降の新たな申請の際は、「駐車許可申請書」を使用してください。

駐車許可申請書の下部が駐車許可証となる書式になり、新たに「駐車許可証再交付申請書」「駐車許可証記載事項変更届」が追加されます。



申請の際は、駐車許可申請書・添付書類を2部用意して警察署に提出してください。

3 駐車許可証等を掲出しても駐車をすることができない場所があります。



ご不明な点は、最寄りの警察署又は富山県警察本部交通規制課にお問い合わせください

【担当】

富山県警察本部交通規制課規制係 石黒
電話 076-441-2211